

マイナ保険証の利用登録解除について

令和6年10月28日より、何らかの事情がありマイナ保険証の利用解除を希望する場合、申請により解除できるようになりました。以下留意点をご確認いただき、何かご不明な点がございましたら、ご連絡くださいますようお願いいたします。

● 資格確認書の交付 ●

申請者の被保険者証の保有（有効期限:令和7年3月31日）

あり	➡	令和7年3月31日までは、引き続き被保険者証をご使用ください(※)
なし	➡	令和6年12月2日以降資格確認書を交付します

※ 今後の予定としまして、当組合にて申請者のマイナ保険証利用登録がないことを確認いたしました場合は、令和7年3月末日までに職権で資格確認書を交付いたします。

● 解除完了の確認方法 ●

申請に対しての解除完了については、マイナポータルの「健康保険証」→「マイナンバーカード利用状況」にてご確認をお願いいたします。利用登録解除申請後、マイナポータルの情報に反映されるまで、1～2ヶ月程度時間がかかる場合があります。当組合から解除完了の個別連絡はいたしません。

● 解除申請中に別の医療保険者へ異動した場合 ●

解除申請後から解除されるまでの間（1～2ヶ月程度）に別の医療保険者等に異動した場合は、異動後の医療保険者等へ当組合に対して解除申請を行った旨を申し出ていただき、資格確認書の申請を行うようにしてください。

※ 資格確認書の申請とは、「被用者保険においては、資格確認書の交付を受けるため、入職時の届出として健康保険資格取得届等の資格確認書発行要否欄にチェックをいれる必要がある」ことをいいます。